

本人確認に ご協力ください

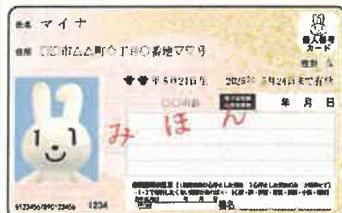


能登町では、令和3年10月1日から、町民の皆さまや事業者の行政手続に係る負担の軽減と利便性の向上を図るため、申請書や届出書などの押印の義務付けを廃止しました。

※実印、登録印、銀行印の確認が必要なものや、国の法律などで押印の義務付けがある場合は、引き続き押印が必要となります。

なお、なりすましやイタズラ等による申請を未然に防止するため、本人確認をする場合がありますので、ご協力をお願いします。

1点で本人確認できるものの例



マイナンバーカード



運転免許証



在留カード



パスポート

その他、写真の貼付のある「官公庁発行の各種福祉手帳」、「官公庁発行の免許証」など

2点で本人確認できるものの例



保険証



預金通帳



学生証



年金手帳

その他、公共機関が発行した氏名が記載されている書類 など

本人確認書類一覧

1点でよい書類		
A書類		
○マイナンバーカード（個人番号カード）	○官公署が発行した免許証、許可証もしくは資格証明書等（具体的な書類は、以下のとおり）	
○住民基本台帳カード		
○運転免許証	<ul style="list-style-type: none"> ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・動力車操縦車運転免許証 ・運行管理者技能検定合格証明書 ・獣銃・空気銃所持許可証 ・特殊電気工事資格者認定証 	
○運転経歴証明書（平成24年4月1日以降の発行のものに限る）		
○パスポート（旅券）		
○在留カード（みなし在留カード含む）		
○特別永住者証明書		
○一時庇護許可書		
○仮滞在許可書		
○身体障害者手帳		
○療育手帳		
○精神障害者保健福祉手帳		
○官公署がその職員に対して発行した身分証明書		
2点必要な書類 ※B書類から2点またはB書類とC書類からそれぞれ1点ずつ（C2点は受付不可）		
B書類	C書類	
※氏名と住所もしくは氏名と生年月日が記載された書類	※公共機関が発行した氏名が記載されている書類もしくは一般的に本人を証明するものとして発行された書類	
○健康保険被保険者証	○住民基本台帳カード（写真なし）	
○後期高齢者医療被保険者証	○母子手帳（子の証明としてのみ）	
○介護保険被保険者証	○各種税金の領収証書もしくは払込受領証	
○国民年金手帳	○預金通帳	
○生活保護開始（変更）決定通知書	○キャッシュカード	
○A書類が更新中に交付される仮証明書や引換証類	○クレジットカード	
○地方公共団体が発行する敬老手帳	○職員証もしくは社員証（法人、民間企業発行）	
○納税通知書	○在勤証明書（証明印押印のもの）	
○市・都民税決定通知書	○学生証（生徒手帳含む）	
○源泉徴収票	○在学証明書（証明印押印のもの）	
○前期証（国民健康保険高齢受給者証）	○学校名が記載された各種書類（証明印押印のもの）	
○医療受給者証（マル乳・マル子医療証など）	○診察券（刻印または印字された書類）	
○児童扶養手当証明書	○年金証書（民間企業発行）	
○特別児童扶養手当証明書	○公共料金領収書（電気・ガス・水道・電話）	
○公的年金証書	○検定合格証（英検、秘書技能検定など）	
○官公署が発行した免許証、許可証もしくは資格証明書等（A書類以外の書類）		

【共通事項】 ※氏名、住所等、最新の情報に更新されているもの。

※有効期限があるものは有効期限内のもの。